

四月二十三日午后六時ヨリ中央公會堂中集會室ニ於テ大會ニ代ルベキ擴大執行委員會ヲ開キ政權獲得問題其他春季鬪爭ノ具体的方法ヲ協議スルコトニ決シ次記三項ヲ決定シタ・

(1) 薫本部ニ對シ當日麻生書記長又ハ河上丈太郎ノ何レカ出席スル様交渉スルコト・

(2) 所屬各支部ヨリ當日責任ヲ以テ執行委員ノ倍數以上ヲ出席セシムルコト・

(3) 全委員會議案ハ次回常任委員會ニ於テ決定スルコト・

一、近府縣聯合協議會開催ニ關スル件・

四月二十三日午后一時ヨリ中央公會堂小集會室ニ於テ近府縣聯合協議會開催ニ關シ兵庫、京都各聯合會ト打合セノ上次回常任委員會迄ニ具体的ニ決定スルコト・

一、改正選舉法講習會開催ノ件・

來ル五月頃選舉法關係法規發布サレル迄講習會開催ヲ見合スコト・

トニ決定

一、常用スロー・ガン訂正ノ件・

從來使用セル「資本主義打倒」ノスロー・ガンハ中產階級其他ヨリ誤解サレ易キニ付次ノ如キスロー・ガンヲ用フル事ヲ薰本部ニ進言スルコトニ決定・

○財閥政權を倒せ！

○勤労者の政府を作れ